

平成29年度第4回 事業評価監視委員会審議案件一覧

事業区分	事業名	事業採択年度	前回評価年度	再評価理由(事後評価)		特に重点的な審議を要する案件 事務局(案)							備考 (再評価理由⑤で 一括審議の理由等)	
				⑤の理由		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	重点の理由		
公園	1 国営昭和記念公園	S53	H26	④		重点							○	委員から重点審議にて説明するように依頼されたため。
	2 国営常陸海浜公園	S54	H26	④		重点							○	
河川	3 久慈川直轄河川改修事業	S49	H26	④		一括								
	4 渡良瀬川直轄河川改修事業	H29	H26	④		重点	○	○						事業の進捗、河川整備計画の策定等に伴い、整備内容、推定便益に顕著な変更が生じたため
	5 小貝川直轄河川改修事業	S62	H26	④		一括								
	6 多摩川直轄河川改修事業	H13	H26	④		一括								
	7 相模川直轄河川改修事業	S49	H26	④		重点	○	○						事業の進捗、河川整備計画の検討等に伴い、整備内容、推定便益に顕著な変更が生じたため
	8 利根川水系直轄砂防事業(鬼怒川)	T7	H26	④		一括								
道路	9 一般国道20号 大月バイパス	S48	H28	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要が生じたため	重点			○	○				JR交差部の函渠の形状、施工方法の変更等により、推定事業費、事業期間が顕著に増加するため
	10 一般国道20号 新山梨環状道路(北部区間)	H16	H26	④		一括								
	11 一般国道139号 都留バイパス	S49	H26	④		一括								
港湾空港	12 茨城港常陸那珂港区外港地区国際海上コンテナターミナル等整備事業	H4	H26	④		重点				○				別件事業との工事ヤードの調整により、防波堤ケーソン製作ヤードが使用できなくなったことによる事業期間が顕著に延伸するため
	13 東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業	H19	H26	④		重点			○	○				事業採択後に判明した設計変更に加え、予期し得ない地中支障物の撤去等により推定事業費が顕著に増加し、事業期間も顕著に延伸するため

◆再評価理由

- ①:事業採択後3年間の経過した時点で未着工の事業
- ②:事業採択後5年間の経過した時点で継続中の事業
- ③:準備・計画段階で3年間の経過している事業
- ④:再評価実施後3年間の経過している事業
- ⑤:社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆重点審議案件の選定

- (a)事業計画が顕著に変更された事業
- (b)推定便益が顕著に減少する事業
- (c)推定事業費が顕著に増加する事業
- (d)事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e)特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業
- (f)その他の要因

審議件数(再評価) 6件 : 一括

7件 : 重点

◆一括審議案件の選定

前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、重点審議案件として扱う。